文

原判決を破棄する。

被告人を懲役四年に処する。

原審及び当審の訴訟費用は全部被告人の負担とする。

由

本件控訴の趣意は、末尾に添附した弁護人松本善明提出の控訴趣意書に記載した

本件控制の歴息は、不定にが同じた元度へ位本書の定面の注意を含まれているとおりである。 弁護人の控訴趣意第三点について。 〈要旨〉本件起訴状に「死ぬかも知れないと認識しながら」とあるを、原判決において「殺害するにしかずと決意〈/要旨〉し」と認定したことは所論のとおりであるが、右はいずれも殺人の故意であることに変りはないのであるから、原審が右の如く認定するにつき訴因の変更を要するものではなく、従て原審の訴訟手続には所論 のような違法はなく、論旨は理由がない。

(その他の判決理由は省略する。) (裁判長判事 中村光三 判事 脇田忠 判事 鈴木重光)